

香芝市排水設備等指定工事店に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 3 2 号

香芝市排水設備等指定工事店に関する規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 指定工事店（第 2 条—第 1 6 条）

第 3 章 責任技術者（第 1 7 条—第 2 5 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、香芝市下水道条例（平成 2 年条例第 8 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、香芝市排水設備等指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 指定工事店

（指定工事店の指定の要件）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により市長が行う指定（以下「指定工事店の指定」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 奈良県内に営業に適する営業所又は店舗を有している者
- (2) 排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を有している者
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有している者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないもの
- (5) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないもの
- (6) 法人にあっては、その代表者が前 2 号に掲げる要件を備えていること。
- (7) 第 1 3 条第 1 項の規定に該当したことにより、指定工事店の指定を取り消された者にあっては、当該指定工事店の指定を取り消された日から起算して 2 年を経過している者
- (8) 業務に関し不正又は不都合な行為をするおそれがない者

（指定工事店の指定の申請）

第 3 条 指定工事店の指定を受けようとする者は、排水設備等指定工事店指定

(更新) 申請書 (第 1 号様式) に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書 (第 2 号様式)
- (2) 責任技術者名簿 (第 3 号様式)
- (3) 所有機械器具調書 (第 4 号様式)
- (4) 営業所又は店舗の付近見取図及び平面図
- (5) 支店又は出張所にあつては、指定工事店の指定を受けることについて本社から委任を受けたことを証する書類
- (6) 法人にあつては、登記簿謄本
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、毎年 5 月 1 日から同月 31 日までとする。ただし、相続、合併その他これらに類する理由により、指定工事店の地位を継承した者が、新たに指定工事店の指定を受けようとする場合については、この限りでない。

(指定工事店の指定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、指定工事店の指定をしたときは、排水設備等指定工事店指定台帳に登載するものとする。

- 2 指定工事店の指定をしないときは、その理由を付した書面をもって申請者にその旨通知するものとする。

- 3 指定工事店の指定は、毎年 6 月に行う。ただし、前条第 2 項ただし書の規定により申請書が提出されたときは、この限りでない。

(指定工事店証書の交付等)

第 5 条 市長は、指定工事店の指定を受けた者に香芝市排水設備等指定工事店証書 (第 5 号様式。以下「指定工事店証書」という。) を交付するものとする。

- 2 指定工事店は、第 7 条第 1 項の指定期間が満了したとき、第 13 条の規定により指定工事店の指定を取り消されたとき又は自ら廃業したときは、速やかに当該指定工事店証書を市長に返還しなければならない。

(届出)

第 6 条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 店舗を移転したとき。
- (2) 指定工事店の商号を変更したとき。
- (3) 指定工事店が法人である場合において、代表者を変更したとき。

(4) 責任技術者に異動があったとき。

2 指定工事店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、その事実が発生した日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したときは、その相続人

(2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

(3) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人

(4) 廃業したときは、指定工事店であった個人又は法人の役員

(指定期間等)

第7条 指定期間は、指定工事店証書の交付の日から起算して5年とする。ただし、第3条第2項ただし書による指定を受けた者の指定期間は、前指定工事店の残存期間とする。

2 指定期間満了後も引き続き指定を受けようする者は、指定期間満了の日の1月前までに、排水設備等指定工事店（更新）申請書に、第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(手数料)

第8条 条例第7条に規定する指定工事店の排水設備等指定工事店指定手数料又は排水設備等指定工事店指定更新手数料は、指定工事店の指定を受けた日から10日以内に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定工事店の義務)

第9条 指定工事店は、法令、条例及び香芝市下水道条例施行規則（令和 年規則第 号。以下「施行規則」という。）を遵守し、その他市長の指示に従うほか、次に定める義務を負う。

(1) 第3条の規定による申請書の記載事項に変更が生じたときは、その都度7日以内に排水設備等指定工事店指定申請事項変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(2) 第5条第1項の規定により交付を受けた指定工事店証書を営業所又は店舗において、公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。

(3) 工事施工の7日前までに排水設備等工事着工届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(4) 工事竣工後直ちに排水設備等工事竣工届（第8号様式）に使用材料を記した竣工図を添えて市長に提出し、責任技術者の立会いの上、検査を受けなければならない。

- (5) 前号の検査の結果不完全と認められたときは、市長の指定する期間内に補修しなければならない。この場合において、補修の完了を工事の竣工とみなし、前号の規定を適用する。
- (6) 条例第8条の規定による検査に合格した工事であっても完成後1年以内に生じた故障については、これを無償で補修しなければならない。ただし、当該故障が指定工事店の責めに帰すべき理由によらないものであるときは、この限りでない。
- (7) 排水設備等の新設等の工事又は修繕の申込を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (8) 自己の名義を他に貸与してはならない。
- (9) 排水設備等の新設等の工事及びこれに付随する工事を一括して、下請負人に施工させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- (10) 災害時における復旧工事その他市長の要求があるときは、いつでも協力しなければならない。

(指定工事店の責任)

第10条 指定工事店が排水設備等の工事施工中、その他において指定工事店自ら又は所掌する責任技術者、配管技能者若しくは従業員が、市に対して損害を与えたときは、指定工事店がすべて責任を負うものとする。

(損害賠償)

第11条 前条の規定により与えた損害は、指定工事店がこれを賠償するものとする。

2 前項の規定による賠償の額は、市長が定めるものとする。

(工事費等の協定)

第12条 市長は、指定工事店が行う排水設備等の工事について、その工事費その他の費用について指定工事店と協定することができる。

2 前項の規定により協定したときは、指定工事店は協定した工事費その他の費用を店舗の見やすいところに掲示しなければならない。

(指定の取消し等)

第13条 市長は指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店として業務を停止させ、又は指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 第9条各号に規定する義務に違反したとき。

(4) 条例又は施行規則の規定に違反する行為があったとき。

(5) 偽りその他不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。

2 前項の規定による業務の停止又は指定の取り消しにより生じた損害については、市はその責任を負わない。

(監督)

第14条 市長は、指定工事店に対して監督上必要があると認めたときは、その業務について報告を求め、関係帳簿若しくは書類等を提出させ、又は工事施行に関する調査を行うことができる。

(指定工事店の研修)

第15条 市長は、指定工事店に対し、必要に応じ研修を行うことができる。

(指定等の公示)

第16条 市長は、第4条の規定により指定工事店の指定をしたとき又は第13条の規定により指定工事店の指定を取り消し、若しくはその業務を停止したときは、その旨を公示する。

第3章 責任技術者

(登録)

第17条 責任技術者の登録は、新たに責任技術者の登録を受けようとする者（第25条の規定により登録を取り消された者又は次条第3項の規定により責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとするものを含む。）について行う新規登録及び第21条第2項に規定する登録期間の満了に伴いその更新を受けようとする者について行う更新登録とする。

2 責任技術者の登録の資格の認定は、新規登録にあつては市長が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が行う排水設備等工事責任技術者試験に合格した者について書類審査の方法によって行うものとし、更新登録にあつては第19条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者（同項ただし書に該当する者を含む。）について書類審査の方法によって行うものとする。

3 責任技術者の登録は、申請の都度行うものとする。

(登録資格)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができない。

(1) 未成年者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 第25条の規定により責任技術者としての資格を取り消された日から2年を経過していない者

2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

3 責任技術者は、第1項第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その登録資格を失う。

(登録の申請)

第19条 責任技術者の登録を受けようとする者は、新規登録を受けようとする場合にあっては市長が定める期間内に、更新登録を受けようとする場合にあっては第21条第2項に規定する登録期間が満了する日の1月前までに排水設備等工事責任技術者登録（更新登録）申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。ただし、次項ただし書に規定する者にあっては、同項ただし書に規定する講習の受講後、その修了証の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 新規登録の場合

イ 第17条第2項の試験の合格者に指定試験機関が交付する責任技術者証の写し

ロ 住民票の写し

(2) 更新登録の場合

イ 次項の講習の修了者に指定試験機関が交付する責任技術者証の写し

ロ 前号ロに掲げる書類

3 第1項の規定により更新登録を受けようとする者は、指定試験機関が行う排水設備等工事責任技術者更新講習を受講しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により当該講習を受講できない者は、当該理由がやんだ後、当該講習又はこれに準ずると市長が認める講習を受講しなければならない。

(登録手数料)

第20条 条例第7条に規定する排水設備等工事責任技術者登録手数料及び排水設備等工事責任技術者登録更新手数料は、前条に規定する登録の申請の際、納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(責任技術者の登録)

第21条 責任技術者の登録は、排水設備等工事責任技術者登録台帳に登録することによって行うものとする。

2 責任技術者の登録期間は、登録の日（更新登録にあつては、更新の日）から起算して5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

(責任技術者証)

第22条 責任技術者は、指定試験機関が交付する責任技術者証を常に携帯し、本市職員、工事申込人その他関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第23条 責任技術者は、登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく排水設備等工事責任技術者登録事項変更届（第10号様式）を市長に届け出なければならない。

(禁止規定)

第24条 責任技術者は、自己の名義を他に貸与してはならない。

(登録の取り消し等)

第25条 市長は責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録を取り消し又はその業務を一時停止しその他の処分をすることができる。

(1) 条例又は施行規則に違反したとき。

(2) 責任技術者として不正又は不都合な行為があつたとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条、第 7 条関係）

排水設備等指定工事店指定・更新申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

F A X 番号

必要書類を添付の上、申請します。

店 舗 等 の 所 在 地	
店 舗 等 の 連 絡 先	
会 社 名 又 は 商 号	
代 表 者 名 又 は 氏 名	

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

香芝市排水設備等指定工事店として指定を受けた上は、香芝市排水設備等指定工事店に関する規則をはじめ、これに関連する事項等を遵守することはもちろん、もし不行届きのことがあった場合は、いかなる処分を受けても何ら異議を申し立てません。

香芝市長

住 所

会社名（商号）

代 表 者 名

第3号様式（第3条関係）

責任技術者名簿

年 月 日

香芝市長

住所

会社名 (商号)

代表者名

[illegible]

第4号様式（第3条関係）

所有機械器具調書

年 月 日

香芝市長

住所

会社名 (商号)

代 表 者 名

[illegible]

第 5 号様式（第 5 条、第 7 条、第 9 条関係）

指定第 号
年 月 日

住 所

会社名（商号）

代 表 者 名

香芝市長 印

香芝市排水設備等指定工事店証書

上記の者を香芝市排水設備等指定工事店として、次の期間指定する。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 6 号様式（第 9 条関係）

排水設備等指定工事店指定申請事項変更届

年 月 日

香芝市長

住 所

会社名（商号）

代 表 者 名

電 話 番 号

次のとおり指定申請事項に変更が生じたので、届け出ます。

変更届出事項 発 生 年 月 日	年 月 日	
変更届出事項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
備 考		

第 7 号様式（第 9 条関係）

確認番号第 号

排水設備等工事着工届

年 月 日

香芝市長

住 所

届出者 会社名（商号）

代 表 者 名

責 任 技 術 者 名

年 月 日付けで確認を受けた排水設備等工事は、
年 月 日から着工します。

設置場所

住 所

設置申込者

氏 名

第 8 号様式（第 9 条関係）

確認番号第 号

排水設備等工事竣工届

年 月 日

香芝市長

住 所

届出者 会社名（商号）

代 表 者 名

責 任 技 術 者 名

年 月 日から着工しました排水設備等工事は、
年 月 日竣工しましたので竣工検査をお願いします。
なお、竣工図は、別紙のとおり添付します。

設置場所

住 所

設置申込者

氏 名

第 9 号様式（第 1 9 条関係）

排水設備等工事責任技術者登録・更新申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

必要書類を添付の上、申請します。

第 1 0 号様式（第 2 3 条関係）

排水設備等工事責任技術者登録事項変更届

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり排水設備等工事責任技術者の登録事項に変更が生じたので、
届け出ます。

変更届出事項 発 生 年 月 日	年 月 日	
変更届出事項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
備 考		